

有害図書類とは、図書類（書籍、雑誌、写真、ビデオテープ、CD-ROM、DVD等）で、

- ①知事により青少年に有害であると指定されたもの（個別指定）
- ②一定の基準を超える内容及び分量の性表現を有するもの（包括指定）

①個別指定（知事による指定）

青少年の**性的感情を刺激、粗暴性や残虐性を助長**するような図書類

②包括指定

一定基準に該当する図書類が有害図書類とみなされますので、**事業者のみなさまが**青少年への販売等について判断する必要があります。

【包括指定の基準】

- ・書籍又は雑誌等で、卑わいな姿態等の**写真**を掲載したもの（**1ページの紙面に部分的に掲載されたものも含まれます。**）
- ・書籍又は雑誌等で、卑わいな姿態等の**絵**を掲載する**ページが10以上**または**ページの総数の10分の1以上**であるもの
- ・ビデオテープ、CD-ROM、DVD等で卑わいな姿態等の**描写の時間が合計3分以上**又は**場面の数が10以上**であるもの

指定

有害図書類

該当

卑わいな姿態等とは、

●全裸、半裸、又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で、次のいずれかに該当するもの

・陰部の部位を誇示し、又は露出した姿態 ・自慰の姿態 ・愛撫の姿態 ・排泄の姿態 ・緊縛の姿態

●性交又はこれに類する性行為で次のいずれかに該当するもの

・男女の性交 ・不同意性交等その他の陵辱行為 ・同性間の性行為 ・変態性欲に基づく性行為

※陰部を明らかに連想させるように陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む

